

香芝市告示第42号

騒音規制法（昭和43年法律第98号）第3条第1項の規定により、市内全域を特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域に指定し、平成24年4月1日から適用しますので、同条第3項の規定により公示します。